

平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号	118	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	教育・文化
提案事項 (事項名)	通級による指導の対象となる障害の種類の見直し				
提案団体	愛媛県				
制度の所管・関係府省	文部科学省				

求める措置の具体的内容

知的障害を通級による指導の対象に加える。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

小中学校の通常の学級には、知的障害児が在籍できるにもかかわらず、通級による指導の対象外である（平成25年10月4日付け25文科初第756号通知）ことから、個々の障害の状態等に応じた特別の指導を受けることができない。

そこで、学校現場では保護者の希望に沿うよう、通常の学級の中で各教師が可能な範囲で個別の配慮を行っている。

【地域の実情を踏まえた必要性】

本県では、インクルーシブ教育システム構築という国の方針のもと、多様な学びの場の整備を進めている。通常の学級に在籍する知的障害児についても、他の障害種と同様に通級による指導を行うことで平等な教育機会が確保できる。

【制度改正による効果】

個々の障害の状態に応じた特別の指導が可能となることで、多様な学びの場の整備につながるとともに、学校現場の負担を軽減し、子供の成長を願う保護者の期待に応えることになる。

【制度改正の経緯】

通級学級に関する調査研究協力者会議の審議のまとめ（平成4年3月30日）において、知的障害については「原則として、主として特殊学級において、いわゆる固定式により指導することが適切である。」と示され、平成5年度から開始された通級による指導の対象とならなかった。なお、平成18年度の制度改正では、発達障害が新たに通級の対象となったが、知的障害は対象とされなかった。

平成25年9月には学校教育法施行令等が改正され、障害のある児童生徒の就学先が総合的判断によることとなったことから、知的障害児も制度上、当然に通常の学級に在籍することとなった。

しかし、平成25年10月の25文科初第756号通知でも、知的障害児は通級による指導の対象外とされている。

根拠法令等

学校教育法施行規則第140条

【通知】

平成25年10月4日付け25文科初第756号障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）

教育支援資料～障害のある子供の就学手続きと早期からの一貫した支援の充実～（平成25年10月 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課）

各府省からの第1次回答

通級による指導は、障害に応じた特別の指導を、小・中学校の通常の学級の教育課程に加え、又はその一部に変えるもの。その指導内容は、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導(自立活動に相当する内容を有する指導)であり、指導時間は年間280単位時間(週あたり8単位時間)以内を標準とする。

従来の調査研究では、知的障害のある児童生徒への指導において、知的障害の状態が特別な教育課程による指導を必要とする程度である場合には、ほとんどの時間を通常の学級で授業を受けながら限られた時間のみ指導を受けるよりも、特別支援学級という小集団において、特別な教育課程により、個々の教育的ニーズに応じた指導を体系的・系統的に行うことが効果的であるとされており、文部科学省としてもそのように運用してきたところ。

なお、情緒障害や、平成18年度から通級による指導の対象とした自閉症・注意欠陥多動性障害を併せ有する場合は、現行制度においても通級による指導の対象となっている。

知的障害の状態が通常の学級に在籍できる程度である場合には、教材の工夫や特別支援教育支援員の配置等の適切な支援により、通常の学級の教育課程において障害のない児童生徒と共に学ぶこととなる。

今般の提案については、提案内容の詳細に応じて、実践研究の実施等の対応をする。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

通級による指導において、知的障害のある児童生徒の発達の偏りに対応した自立活動の指導を行ったり、授業で学んだ知識が断片的になりやすいという特性を踏まえ、知識を生活の中で生かしていくための指導を行ったりすることにより、指導の効果が上がると考えられる。

平成25年の制度改正により、以前は通常の学級に在籍できない程度とされた知的障害のある児童生徒も、当然に通常の学級に在籍しており、そういった児童生徒も対象に含めて行う実践研究(加配に係る国庫負担を前提)であれば、本県の提案に合致する。

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>

花巻市、郡山市、甲府市、豊橋市、みよし市、日吉津村、奥出雲町、柳井市、東温市、春日市

○小・中学校において、特別な支援を必要とする児童生徒に対し、特別支援教育支援員が、児童生徒の発達の段階や障害の状態に応じた支援を行っており、通常の学級に在籍する児童生徒に対しても学校からの要請により支援員を派遣し、保護者の希望にも沿うように配慮している。

また、インクルーシブ教育システム構築という国の方針のもと、各学校において個別の指導計画や個別の教育支援計画が活用されるよう、障害のある児童生徒への支援体制の充実に向けた取組を行っている。

○市内各小・中学校においては、通常学校に特別な支援を必要とする児童が在籍しているケースが見られ、担任教師が可能な範囲で個別指導を行うとともに、市雇用の特別支援教育支援員が該当児童生徒の支援を行っている。特別支援教育支援員の配置を希望する学校は増加傾向にある。また、保護者の教育支援に対するニーズは多様化している。そのため、特別な支援を必要とする児童によりきめ細かな支援を行う上では、知的障がいを通級による指導の対象に加えることが望まれる。

○基本的に、知的障がいがある場合は、特別支援学校または特別支援学級に入校・入級し、特別な教育課程において適切な指導を行っている。しかしながら、小中学校の通常の学級にも、知的障がいのある児童生徒が在籍し、各教師が可能な範囲の中で個別の配慮を行っている現状でもある。このことから、インクルーシブ教育システム構築の考えの下、多様な学びの場の整備の一環として、知的障がい児も通級の対象とすることを期待したい。

○障害の状態に応じた特別な指導により、学校現場の負担軽減し、保護者の希望に沿えるよう努めて行きたいと考えることから、教職員等の人的措置の拡大を含め、知的障害を通級による指導の対象に加えることを望む。

○小中学校の通常の学級には、知的障害児が在籍できるにもかかわらず、通級による指導の対象外

であることから、個々の障害の状態等に応じた特別の指導を受けることができない。通常の学級に在籍する知的障害児についても、他の障害種と同様に通級による指導を行うことで平等な教育機会が確保できるようにしたい。

○【支障事例】

知的な障がいのある児童生徒の通級指導の要望をうけることがある。そのとき、現行の制度に従って、就学支援をし、通級指導の教室に入級することはない。さらに、知的障がい以外の障がいのある児童生徒で通級指導を希望する子どもは年々増加しているが、通級指導教室の増設はなく、入級できない子どもがいる。そのため、通常の学級でできる範囲の支援を受けている。

通級指導教室に知的な障がいのある児童生徒が在籍できるようになることは、どの子にも平等な教育機会を与えることにつながると考える。

○小学校において、いわゆるグレーゾーンと言われる子らの早期対応が通常学級で必要とされている。特に低学年に、知的障がいのグレーゾーンの割合が多いが、通級の対象が知的障がいは対象外である。通常学級での個別の支援体制として通級の設置や条件の弾力化が教育の充実に繋がると考える。

○通常の学級に在籍する知的な面での特別な支援を要する児童生徒がいるが、保護者の同意が得られないために特別支援学級に入級させることができないケースもあり、町単独で多くの特別支援員を配置している。

しかし、特別支援員による個別の取出し指導はできないため、通級による個別指導も必要である。

○特別支援教育の充実に掲げ、特別支援教育推進室を設置している。各学校においては、一人一人の課題の共有ときめ細かな指導体制を構築しているが、本提案と同様、知的障害による通級が指導の対象となると、更に充実していくと考える。

○通級による指導対象に知的障害を加えられないことによる支障はないが、年々増加傾向にある障害をもつ児童に、個々の障害に応じた特別の指導を受けさせるため、制度改正に賛同したい。

○【具体的な支障事例】

小中学校の通常学校には、保護者の希望で知的障がい者が在籍できる。個々の障がいの状態に応じた指導を学校現場で行っているが、教師の負担が大きくなっている。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

知的障害児は、特別な支援や配慮が必要な状態であり、通級による指導においても個々の障害の状態等に応じた適切な指導の確保が必要なこと及び、通級対象者の増加に伴う人員の確保等の受入体制の整備が必要であることを踏まえ、提案は慎重に検討すべきである。

【全国市長会】

提案団体の意見を尊重されたい。ただし、通級指導教室の指導員の確保などについて配慮すること。

各府省からの第2次回答

通級による指導は、障害に応じた特別の指導を、小・中学校の通常の学級の教育課程に加え、又はその一部に変えるもの。その指導内容は、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導(自立活動に相当する内容を有する指導)であり、指導時間は年間280単位時間(週あたり8単位時間)以内を標準とする。

従来の調査研究では、知的障害のある児童生徒への指導において、知的障害の状態が特別な教育課程による指導を必要とする程度である場合には、ほとんどの時間を通常の学級で授業を受けながら限られた時間のみ指導を受けるよりも、特別支援学級という小集団において、特別な教育課程により、個々の教育的ニーズに応じた指導を体系的・系統的に行うことが効果的であるとされており、文部科学省としてもそのように運用してきたところ。

なお、情緒障害や、平成18年度から通級による指導の対象とした自閉症・注意欠陥多動性障害を併せ有する場合は、現行制度においても通級による指導の対象となっている。

知的障害の状態が通常の学級に在籍できる程度である場合には、教材の工夫や特別支援教育支援員の配置等の適切な支援により、通常の学級の教育課程において障害のない児童生徒と共に学ぶこととなる。

今般の提案内容を踏まえて必要となる実践研究は、加配による国庫負担ではなく、特別の教育課程の編成・実施を可能とする特例等により、知的障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために効果的な指導内容等を研究するものであることから、そのような計画を立てている設置者・学校を募ることにより対応する。

6【文部科学省】

(1)学校教育法(昭22法26)

(ii) 通級による指導の対象となる障害の種類(施行規則140条)については、知的障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために効果的な指導内容等の実践研究を地方公共団体の参加を得て実施した上で、研究成果の検証を踏まえて知的障害を加えることについて検討し、平成31年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。